

指導者資格取得支援補助金・活動用具購入支援補助金 のお知らせ

指導者資格取得支援補助金

補助対象者(以下の要件をすべて満たす個人)

- 資格取得後においてくだまつ地域クラブ活動(スポーツ)に従事できること
- 職業スポーツ従事者でないこと
- 他の補助制度により補助を受けていないこと
- ※1人につき1回限りの申請とする。

補助対象となる資格

- 令和6年7月1日以降に取得した、公益財団法人日本スポーツ協会が認定する指導者資格またはその他公益法人などが認定する指導者資格

※新規資格取得のみが対象です。(更新は対象外)

※審判に関する資格取得は対象外です。

補助対象経費

- 資格取得に係る受講料(テキスト等の購入費を含む)
- 資格登録料
- ※交通費や宿泊費は対象外

補助金額

- 補助対象経費の2分の1(千円未満切り捨て)
- ※上限20,000円
- ※口座振込のみ(現金支給不可)

申請時の添付書類

- 受講料、資格登録料等の領収書の写し
- 指導者資格の合格通知や認定書、登録証の写し

受付開始日 5月1日

(当該年度の予算額に達した場合、その年度の補助は終了となります。)

提出先

場 所	受付時間
トラックワンアリーナ (下松スポーツ公園体育館)	9:00~17:00 (年末年始は除く)

※申請書はくだまつ地域クラブ活動(スポーツ)HP ▼▼▼
からもダウンロードできます。

申請方法 持参のみ



活動用具購入支援補助金

補助対象者

- くだまつ地域クラブ活動(スポーツ)に登録している団体
- ※一の年度において1回限りの申請とする。

補助対象経費

- 地域クラブ活動で使用する活動用具の購入費
- ※他の補助制度により補助を受けていないこと

Q.活動用具はどのようなものが対象になりますか？

A.団体が管理する共用の用具が対象となります。個人所有のものは対象外です。不明な場合は購入前に事前にお問い合わせください。

【○対象】スポーツ備品、扇風機、ボール等

【×対象外】ユニフォーム、シューズ、事務用品、食料品等

補助金額

くだまつ地域クラブ活動に登録のある中学生のうち、 ・本市に住所を有する者 及び ・市内中学校に在籍する者 の人数の合計 (※申請日時点)	限度額 (千円未満切り捨て)
10人未満	10,000円
10人以上20人未満	20,000円
20人以上	30,000円

※口座振込のみ(現金支給不可)

※口座は原則、団体名義とする。

申請時の添付書類

- 活動用具の購入に係る団体名宛の領収書の写し
(レシート不可)
- くだまつ地域クラブ活動に登録のある中学生の名簿
(任意様式)

※領収書の日付は当該年度の4月1日から年度末の
3月1日の間とし、交付を受けようとする年度の
3月1日までに提出すること。

【問い合わせ先】市地域クラブ活動推進室(4階③番)

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号

T E L : 0833-45-1742

MAIL : chiikiclub@city.kudamatsu.lg.jp

